

## 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令要綱

### 一 租税特別措置法施行令の一部改正（第1条関係）

#### 1 個人所得課税

- (1) 特定株式投資信託の要件について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法施行令第2条関係）
  - ① その受託者は重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権の一部解約を請求することができることとする。
  - ② その受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換をする場合において、その株式のうち権利落ち株式があるときは、株式に代えて当該権利落ち株式の価額に相当する金銭を交付することができることとする。
- (2) 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法施行令第2条の7、第2条の8、第2条の13、第2条の21の2、第2条の24～第2条の26、第2条の31、第2条の32、第2条の34関係）
  - ① 勤労者が育児休業等を行うこととなった場合において、財産形成住宅（年金）貯蓄につき、引き続き勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税措置の適用を受けようとするときは、その者は、その育児休業等の開始の日までに、継続適用申告書を勤務先及び金融機関の営業所等を経由してその者の住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。
  - ② 継続適用申告書を提出した者が、育児休業等の終了の日後最初に金銭等の払込みをすべき日に、その金銭等の払込みをしなかった場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払われる財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等については、当該非課税措置は適用しない。
- (3) 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用について、適用対象となる金融機関の範囲から火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会を除外することとする。（租税特別措置法施行令第3条の3関係）
- (4) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例について、みなし配当に係る大口株主等（発行済株式等の3%以上を所有する株主等をいう。）の判定の基準日が公開買付け期間の末日とされる事由に、公開買付けによる法人の自己の投資口の

- 取得を加えることとする。(租税特別措置法施行令第4条の2関係)
- (5) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例について、債務処理計画の要件、対象資産の範囲、その対象資産の損失の額とされる金額の計算方法、特例の適用を受けた個人が行うべき対象資産の償却費の計算方法等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第18条の6関係)
- (6) 短期所有に係る土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用除外となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外することとする。(租税特別措置法施行令第19条関係)
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第20条の2関係)
- ① 適用対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外するとともに、都市再生特別措置法の改正後の都市再生推進法人に対する土地等の譲渡を引き続き本特例の対象とする。
  - ② 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションの細目を定める。
  - ③ 適用対象となる地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲について、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外する。
- (8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除について、その適用対象となる地方独立行政法人に土地等が買い取られる場合における当該地方独立行政法人を、博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものとする。こととする。(租税特別措置法施行令第22条の7、第39条の4関係)
- (9) 農地保有の合理化等のための農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する農地中間管理機構(一定のものに限る。)に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合を加えることとする。(租税特別措置法施行令第22条の9、第39条の6関係)
- (10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及

び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる特定民間再開発事業の施行区域の範囲に都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外すること等とする。(租税特別措置法施行令第25条の4関係)

- (11) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる金額の範囲に、合併により被合併法人の新投資口予約権に代えて交付を受ける金銭の額を加えることとする。(租税特別措置法施行令第25条の8関係)
- (12) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、株式付与信託契約に基づき取得した上場株式等で、特定口座への受入れをその信託の受託者の口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの等を加えることとする。(租税特別措置法施行令第25条の10の2関係)
- (13) 特定口座異動届出書(氏名又は住所の変更に係るものに限る。)及び非課税口座異動届出書について、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする。(租税特別措置法施行令第25条の10の4、第25条の13の2関係)
- (14) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、取得条項付新投資口予約権の当該取得条項付新投資口予約権を発行した法人に対する譲渡を加えることとする。(租税特別措置法施行令第25条の11の2関係)
- (15) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行令第25条の13、第25条の13の2～第25条の13の4、第25条の13の6、第25条の13の7、附則第11条関係)
  - ① 非課税口座を開設しようとする者が金融商品取引業者等の営業所の長に提出する非課税口座開設届出書に添付すべき書類の範囲に、非課税管理勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書を加えるとともに、当該非課税口座廃止通知書の交付の基となった非課税口座が廃止された年の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしている場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、その年9月30日までの間は当該非課税口座廃止通知

書が添付された非課税口座開設届出書を受理することができない。

- ② 平成 27 年 1 月 1 日前に非課税口座を廃止した居住者等で、非課税口座廃止通知書の交付を受けようとするものは、その旨その他の事項を記載した申請書を同日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に、一回に限り、当該非課税口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の長に提出することができる。
- (16) 貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例等の対象となる受益権等の範囲に、農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債を加えることとする。  
(租税特別措置法施行令第 25 条の 14 の 3、第 26 条の 15 関係)
- (17) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例について、相続財産の譲渡をした場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額の計算の細目を定めるとともに、相続税の修正申告により相続税額が異動した場合におけるその加算する金額は、その修正申告後の相続税額を基礎として計算することとする。(租税特別措置法施行令第 25 条の 16 関係)
- (注) 上記の改正は、個人が平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈による財産の取得をする場合における資産の譲渡について適用する。(附則第 15 条関係)
- (18) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 25 条の 17 関係)
- ① 対象となる代替資産の範囲に、公益法人等が贈与等を受けた株式につき一定の株式交換又は株式移転による譲渡があった場合において、その取得する株式交換完全親法人の株式等若しくは親法人の株式等又は株式移転完全親法人の株式を加えることとする。
- (注) 上記①の改正は、公益法人等が平成 26 年 4 月 1 日以後に行う株式交換又は株式移転による譲渡について適用する。(附則第 16 条関係)
- ② 非課税承認要件の特例の対象となる地方独立行政法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものを加えることとする。
- ③ 公益法人等に株式の贈与等をする場合の非課税承認要件に係る形式基準の範囲に、公益法人等が当該贈与等により有することとなるその発行法人の株式が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えることとならないことを加えることとする。

(注) 上記③の改正は、平成26年4月1日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用する。(附則第16条関係)

- ④ 非課税承認の取消しにより公益法人等に課税する場合において、当該公益法人等が当該承認が取り消された日の属する年以前に解散をしたときにおける納税義務の成立時期、課税年分、確定申告期間及び納付期限について定めることとする。

(注) 上記④の改正は、公益法人等が平成26年4月1日以後に解散をする場合について適用する。(附則第16条関係)

- ⑤ 特例の適用を受けた財産等(以下「非課税財産等」という。)を有する公益法人等から合併により資産の移転を受けた公益合併法人が書類を提出する場合の手続の細目を定めることとする。引継法人、受贈公益法人等及び譲受法人が、当初法人、特定一般法人及び譲渡法人から非課税財産等の贈与を受けた場合についても同様とする。
- ⑥ 個人から贈与等を受けた資産(当該資産に係る代替資産及び買換資産を含む。以下「受贈資産」という。)を有する公益法人等が、国税庁長官に対し、当該受贈資産が非課税財産等であることの確認を求める場合の手続の細目を定めることとする。
- (19) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用対象となる地方独立行政法人に重要文化財等を譲渡した場合の当該地方独立行政法人を、博物館法の規定により博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を行うことを主たる目的とするものとする。(租税特別措置法施行令第25条の17の2関係)
- (20) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、その適用対象となる要耐震改修住宅に該当する家屋の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第26条関係)
- (21) 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象となる内国法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとする。(租税特別措置法施行令第26条の17関係)
- (22) 65歳以上の居住者に係る源泉徴収等を要しない公的年金等の額の特例について、その額が80万円未満である場合に源泉徴収等を要しない公的年金等の範囲に、国家公務員共済組合法等に規定する退職年金等を加えることとする。

(租税特別措置法施行令第 26 条の 27 関係)

(注) 上記の改正は、平成 27 年 10 月 1 日以後に支払を受けるべき公的年金等について適用する。(附則第 17 条関係)

(23) 支払調書等の提出の特例について、所轄の税務署長以外の税務署長に調書等の記載事項の提供をしようとする場合における所轄の税務署長への承認申請手続の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 27 条の 3 関係)

## 2 法人課税

- (1) 中小企業者等の法人税率の特例について、対象となる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとする。(租税特別措置法施行令第 27 条の 3 の 2 関係)
- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、特定適格合併等により特定生産性向上設備等の移転を受けた場合の特別償却限度額の計算の基礎となる帳簿価額に準ずる価額の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 5 条の 5、第 27 条の 6、第 39 条の 41 関係)
- (3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 27 条の 9、第 39 条の 43 関係)
- (4) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は特別税額控除制度について、対象となる特定機械装置等の取得価額の最低限度等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 27 条の 10、第 39 条の 44 関係)
- (5) 雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4、第 27 条の 12 の 4、第 39 条の 46 関係)
- (6) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定生産性向上設備等の取得価額の最低限度、特定期間の末日以前に開始し、かつ、その末日後に終了する事業年度における税額控除限度額の計算方法等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 5、第 27 条の 12 の 5、第 39 条の 47 関係)
- (7) 耐震基準適合建物等の特別償却制度について、技術基準適合施設に係る措置の対象となる特定技術基準対象施設の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 6 条、第 28 条の 2、第 39 条の 50 関係)

- (8) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の改正を行うこととする。（租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56関係）
- ① 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、各地区に係る適用対象期間、対象となる事業及び資産の範囲等を定める。
  - ② 奄美群島における産業振興機械等の割増償却制度について、対象となる地区、対象となる事業の範囲等を定めるとともに、その適用対象期間を認定産業振興促進計画の計画期間の初日から平成27年3月31日までとする。
- (9) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の範囲等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第7条の2、第29条の5、第39条の64関係）
- (10) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度について、適格機関投資家のうち対象となるものの要件等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第32条の3、第39条の72の2関係）
- (11) 特定事業再編投資損失準備金制度について、積立期間の算定の基礎となるその特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標、その目標を達成した日、その目標を達成した場合における益金算入額の計算の基礎となる期間の月数の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第32条の4、第39条の72の3関係）
- (12) 原子力発電施設解体準備金制度について、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人のその移転を受けた日を含む事業年度におけるその特定原子力発電施設に係る積立限度額の計算方法を定めることとする。（租税特別措置法施行令第33条、第39条の82関係）
- (13) 沖縄の認定法人の所得の特別控除制度における経済金融活性化特別地区に係る措置について、損金算入額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目、経済金融活性化特別地区内の事業所で事業に従事する者の数の割合の計算方法等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第36条、第39条の90関係）
- (14) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次の見直しを行うこととする。（租税特別措置法施行令第38条の4関係）

- ① 適用対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外するとともに、都市再生特別措置法の改正後の都市再生推進法人に対する土地等の譲渡を引き続き本措置の対象とする。
  - ② 適用対象となるマンション敷地売却事業に係る決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築されるマンションの細目を定める。
  - ③ 適用対象となる地上階数4以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する土地等の譲渡に係る区域の範囲について、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業計画の区域を加えるとともに、同法に規定する認定整備事業計画の区域及び都市計画法に規定する地区計画の区域を除外する。
- (15) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置について、対象となる土地等の譲渡から独立行政法人環境再生保全機構に対する土地等の譲渡を除外することとする。(租税特別措置法施行令第38条の5関係)
- (16) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第25条、第39条の7、第39条の106関係)
- ① 既成市街地等の内から外への土地等の買換えについて、農業及び林業以外の事業の用に供される買換資産の対象区域となる首都圏整備法又は近畿圏整備法に規定する都市開発区域に類する区域を定める。
  - ② 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換えについて、対象となる施策をその施行される土地の区域の面積が5,000㎡以上である市街地再開発事業に関する都市計画に限定し、買換資産から地上階数4以上の耐火建築物以外の建物等及び住宅の用に供される部分が含まれる建物等のその住宅の用に供される部分を除外する。
  - ③ 危険密集市街地内にある土地等の買換えについて、対象区域となる地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区の細目を定める。
  - ④ 船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産となる船舶の進水の日から譲渡の日までの期間の上限を定めるとともに、買換資産となる船舶に係る要件の見直しを行う。
- (17) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、対象となる負担金から次の業務に係る基金に充てるための負担金を除外することとする。(租税



特別措置法施行令第 18 条の 4、第 39 条の 22 関係)

- ① 特定の事業を営む者に対する信用の保証をするための業務（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の営む業務を除く。）
  - ② 水産動物の種苗の生産及び放流、その放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果の実証等の沿岸漁場の整備及び開発に資するための業務
  - ③ 農地利用集積円滑化団体が行う農用地の利用の集積の円滑化、農業構造の改善等に関する業務
  - ④ 都道府県青年農業者等育成センターが行う就農支援業務
  - ⑤ 独立行政法人環境再生保全機構が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用助成等の業務
- (18) 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとする。（租税特別措置法施行令第 39 条の 24 関係）
- (19) 特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例について、長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の適用に係る細目を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 39 条の 28 の 3、第 39 条の 124 の 3 関係）
- (20) 投資法人に係る課税の特例について、事業年度終了の時ににおいて有する特定資産の帳簿価額を総資産額の 2 分の 1 相当額超とする要件における特定資産の範囲等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 関係）
- (21) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、事業年度終了の時ににおいて有する特定資産の帳簿価額を総資産額の 2 分の 1 相当額超とする要件における特定資産の範囲等を定めることとする。（租税特別措置法施行令第 39 条の 35 の 3 関係）
- (22) 公益法人等の損益計算書等の提出について、損益計算書等の提出を要しない法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人の範囲に、マンション敷地売却組合を加えることとする。（租税特別措置法施行令第 39 条の 37 関係）
- (23) 地方法人税について、連結納税の承認を取り消された場合に租税特別措置法の特別税額控除制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける

地方法人税中間申告書の記載事項等の細目について定める等の所要の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行令第27条の4～第27条の6、第27条の9～第27条の11、第27条の12の3、第38条、第38条の4、第38条の5、第39条の11、第39条の38の2、第39条の39、第39条の40、第39条の41、第39条の43～第39条の48、第39条の96～第39条の98、第39条の111、第39条の127関係)

### 3 国際課税

- (1) 国外関連者との取引に係る課税の特例について、対象となる非関連者を通じた取引の範囲に役務提供取引等を加えることとする。(租税特別措置法施行令第39条の12、第39条の112関係)
- (2) 外国法人の内部取引に係る課税の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第39条の12の3関係)
- (3) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、対象となる関連者支払利子等の額から除かれる外国銀行等の資本に係る負債の利子の額の計算の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第39条の13の2関係)
- (4) 国外所得金額の計算の特例について、内部取引の独立企業間価格の算定方法の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第39条の33の4、第39条の126の2関係)

### 4 資産課税

- (1) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人並びに幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人を加えることとする。(租税特別措置法施行令第40条の3関係)
- (2) 相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とする特定公益信託を加えることとする。(租税特別措置法施行令第40条の4関係)
- (3) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる要耐震改修住宅用家屋の範囲を定めることとする。

(租税特別措置法施行令第40条の4の2、第40条の5関係)

- (4) 農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、適用対象とならない農地等の範囲、納税猶予期限の確定事由である耕作の放棄、特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合において代替農地等で納税猶予を継続するための承認申請に係る手続等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第40条の6、第40条の7関係)
- (5) 医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度等について、納税が猶予される税額等の計算方法の細目、特例の適用を受けるための担保の提供の手続、免除事由が生じた場合における猶予税額の免除の手続等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第40条の8の4～第40条の8の8関係)
- (6) 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる住宅用家屋の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第42条の2の2関係)
- (7) 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる区域の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第42条の4の2関係)
- (8) 新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる建設線を定めることとする。(租税特別措置法施行令第43条の5関係)

## 5 消費課税

非製品ガスに係る石油石炭税の還付手続等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第50条の2の2関係)

## 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 二 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）の一部改正（第2条関係）

- 1 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置について、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に対応する部分の金額がある場合におけ

る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額の控除の方法について定めることとする。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第 27 条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 三 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）の一部改正（第3条関係）

1 エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税中間申告書の記載事項等の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第 8 条、第15条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 四 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第105号）の一部改正（第4条関係）

1 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税中間申告書の記載事項等の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第12条、第19条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 五 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第169号）の一部改正（第5条関係）

1 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、対象となる公社債の範囲から農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債を除外することとする。

(租税特別措置法施行令第25条の 8 関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 六 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成26年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)